

静岡県告示第371号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和2年5月19日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月19日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
上野部豊田竜洋線	磐田市寺谷字西通官有無番地内	令和2年5月19日